

産 商 商 第 6 号
平成27年5月14日

京都市住宅供給公社
理事長 笠松 恒洋 様
株式会社高島屋
代表取締役社長 木本 茂 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成26年9月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター
京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の8 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

平面駐車場の状況に合わせて、適切に来店車両を隔地駐車場に案内することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、洛西新住宅市街地開発事業の都市計画決定に基づき建設された洛西ニュータウンの中心部に位置し、都市計画上の商業地域に立地している。

当該商業施設は、住宅から離れた公共施設等が立地している区画内にあり、周辺の状況は、東側は公園・河川・道路を挟んで中層（5階）住宅、南側は道路を挟んで高層（11階）住宅、西側は道路を挟んで戸建住宅、北側は郵便局、ホテル・レジャー施設が立地している。

また、当該施設は三つの建物（高島屋洛西店、ラクセーナ専門店、センタービル）が一つの敷地内に立地している。

今回の変更は、平面駐車場の一部にニトリ洛西ラクセーナ店及び立体駐車場を建設することに伴い、工事期間中に平面駐車場の一部が使用できなくなるため、隔地駐車場を確保することによる、駐車場の位置並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更である。

なお、ニトリ洛西ラクセーナ店の出店に伴う変更の届出については、平成26年9月30日付けで、届け出られている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、工事期間中の臨時駐車場の利用料金についての質問、駐輪場以外に停められている自転車への苦情、平面駐車場の一部を店舗及び立体駐車場とすることに対する意見などが出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

駐車場の位置並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更については、ニトリ洛西ラクセーナ店及び立体駐車場の建設工事期間中に駐車場の収容台数を確保するため、一時的に近隣の時間貸駐車場及び他施設の来客用駐車場を隔地駐車場として利用するものである。

また、予測によると敷地内の平面駐車場でピーク時における駐車台数を充足しており、隔地駐車場は平面駐車場が満車となった際に案内する計画であり、利用台数は多くないと考えられることから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、届出者においては、平面駐車場の状況に合わせて、適切に来店車両を隔地駐車場に案内することが望まれる。